

## 評議員の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南小国町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会等に出席したときは、別表1により費用を弁償する。ただし、南小国町の副町長、教育長又は一般職の職員が評議員を兼ねる場合は、これを支給しないものとする。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、役職員等の旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月27日をもって廃止する。

別表1 費用弁償の額

日額 1,000円